

秋田市地域防災計画
第 21 次修正
(概要版)

はじめに

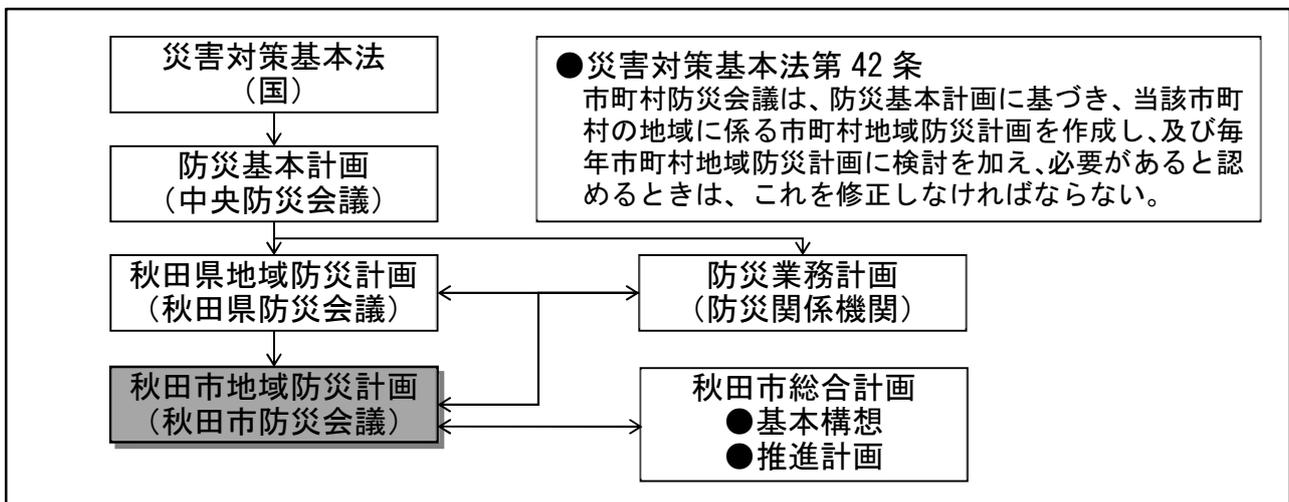
本市の地域防災計画は、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的に昭和 39 年に策定して以来、様々な自然災害等を踏まえ、その都度、必要な修正を行ってまいりました。

この概要版には、地域防災計画の主な事項について掲載しています。計画の内容について知っていただくとともに、取組へのご理解とご協力をお願いいたします。

■計画の位置付け

災害対策基本法に基づき、秋田市防災会議が作成する計画であり、「秋田県地域防災計画」などと整合性を図り策定するものです。

計画の位置付け



■第 21 次修正の概要

秋田市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行っており、今回は第 21 次修正となります。

第 21 次修正では、国の防災基本計画や県の地域防災計画、令和 5 年 7 月豪雨における課題、その他社会情勢等を踏まえた課題を適切に反映するとともに、各関係機関等からの意見も参考にして修正しました。

第 21 次修正の見直しの視点

| | |
|----------|------------------------|
| 見直しの視点 1 | 防災基本計画および秋田県地域防災計画との整合 |
| 見直しの視点 2 | 社会環境の変化や法令の改正等に伴う見直し |
| 見直しの視点 3 | 令和 5 年 7 月豪雨災害の検証結果の反映 |

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 総則 | |
| 1 計画の策定方針（第1節） | 1 |
| 2 秋田市の災害活動体制（第3節） | 2 |
| 3 想定される災害の被害想定（第5節） | 3 |
| 第2章 災害予防計画 | |
| 1 防災体制の整備（第1節） | 6 |
| 2 通信・情報連絡体制の整備（第2節） | 6 |
| 3 自主防災組織の充実（第3節） | 6 |
| 4 企業防災の促進（第4節） | 7 |
| 5 防災知識の普及および防災教育の推進（第5節） | 7 |
| 6 防災訓練（第6節） | 7 |
| 7 学校等教育施設の防災対策・防災教育（第7節） | 8 |
| 8 水害対策（第10節） | 8 |
| 9 地震対策（第14節） | 9 |
| 10 安全避難の環境整備（第16節） | 9 |
| 11 帰宅困難者対策（第17節） | 10 |
| 12 要配慮者等の安全確保（第19節） | 10 |
| 13 ボランティア活動の推進（第23節） | 10 |
| 14 罹災証明書等の交付体制の整備（第42節） | 10 |
| 第3章 災害応急対策計画 | |
| 1 災害対策本部等の災害応急対策（第1節） | 11 |
| 2 地方自治体および民間団体等の相互協力体制（第2節） | 11 |
| 3 災害時の広報・広聴活動（第8節） | 11 |
| 4 家族の安全確保（第15節） | 11 |
| 5 市民等の避難（第16節） | 12 |
| 6 避難場所・避難所の開設・運営（第17節） | 13 |
| 7 避難所外避難者への支援（第19節） | 14 |
| 8 ボランティアの受入れ（第26節） | 14 |
| 9 生活必需品の確保（第29節） | 14 |
| 10 廃棄物の処理（第31節） | 14 |
| 第4章 災害復旧・復興計画 | |
| 1 市民生活安定のための緊急措置（第1節） | 16 |
| 2 罹災証明書等発行要領（第3節） | 16 |
| 第5章 事故災害対策計画 | |
| 1 林野火災対策計画（第1節） | 17 |
| 2 流出油等の防除措置計画（第6節） | 17 |
| 3 石油コンビナート事故対策計画（第9節） | 17 |

第1章 総則

「総則」では、市および防災関係機関の役割分担、防災対策の基本的な方針等について定める。

1 計画の策定方針（第1節）

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、秋田市防災会議が作成する計画であり、秋田市の地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策および復旧・復興対策について、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、公共的団体および防災上重要な施設の管理者・事業者等（以下「防災関係機関」という。）および市民、企業等の「自助」・「共助」に基づく防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備えるものとする。

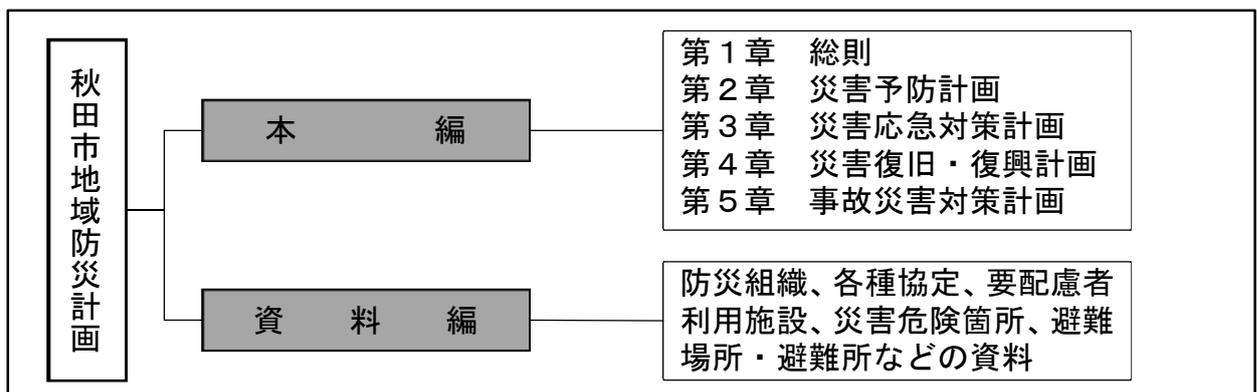
(2) 計画の構成と内容

秋田市地域防災計画は、自然災害および事故災害を対象とし、「第1章総則」「第2章災害予防計画」「第3章災害応急対策計画」「第4章災害復旧・復興計画」「第5章事故災害対策計画」からなる「本編」ならびに「資料編」で構成する。

また、この計画は、秋田市および防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、市および防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な実施計画を定め、その推進を図る。さらに、「自らの身の安全は自らが守る」の「自助」の重要性から、市民および民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模災害に対する備えを促進する。

なお、地区住民等から提案があった場合、本計画に地区防災計画を定めることができるものとする。

計画の体系



2 秋田市の災害活動体制（第3節）

本市に台風や豪雨、地震などの災害が発生し、もしくは発生のおそれがあるとき、又は重大な事故災害が発生した場合、市長は速やかに災害対策本部等を設置するとともに、法令および本計画で定める防災関係機関と連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を実施する。市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

本部事務局は、災害対策本部設置に併せて速やかに設置し、主として被害状況や応急対策状況等の情報集約と調整を行う。

(1) 秋田市災害対策本部設置基準

| 名 称 | 秋田市災害対策本部 | |
|-------|--|---|
| 設置権者 | 市 長 | |
| 設置基準 | 【自動設置】 1 市域で震度5強以上の地震が観測されたとき 2 気象庁が、秋田県に大津波警報（特別警報）を発表したとき 【自動設置以外】 1 市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大するおそれがある場合 2 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合 3 気象に関する特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 4 その他の状況により、市長が必要と認めた場合 | |
| 主要業務 | 1 災害情報の収集および避難情報の発令 2 災害予防・災害応急対策の実施方針の作成および実施 3 防災関係機関等との連絡調整 | |
| 構 成 | 本 部 長 | 市 長 |
| | 副本部長 | 副市長（2名） |
| | 本 部 員 | 危機管理監 |
| | | デジタル化推進本部長、総務部長、企画財政部長、観光文化スポーツ部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、子ども未来部長、環境部長、産業振興部長、建設部長、都市整備部長、会計管理者、上下水道事業管理者、教育長、消防長 |
| | 本部連絡員 | デジタル化推進本部参事、総務課長、企画調整課長、観光振興課長、生活総務課長、福祉総務課長、保健総務課長、子ども総務課長、環境総務課長、産業企画課長、建設総務課長、都市総務課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長、消防本部総務課長 |
| 本部事務局 | 1 各部の部長が、あらかじめ指名した職員をもって構成する。 2 総務部長は、本部事務局の事務を掌理する。 | |

(2) 秋田市災害対策本部 本部事務局

【災害対策本部の設置に併せて速やかに編成】

| 班区分 | 人数 | 長 |
|-------------|----|-------------|
| 事務局長 | 1 | 総務部次長 |
| 副事務局長 | 1 | 防災安全対策課長 |
| 情報・対策班 | 15 | 防災安全対策課長（兼） |
| 道路・河川・上下水道班 | 6 | 建設部 |
| 避難所運営班 | 4 | 市民生活部 |
| 市民対応班 | 6 | 観光文化スポーツ部 |
| 報道班 | 4 | 企画財政部 |

【対応の進捗により追加編成の一例】

| 班区分 | 長 |
|--------------|-------|
| 受援班 | 総務部 |
| 被害概況調査班 | 都市整備部 |
| 被害認定調査班 | 企画財政部 |
| 災害廃棄物処理班 | 環境部 |
| 災害ケースマネジメント班 | 福祉保健部 |

3 想定される災害の被害想定（第5節）

(1) 水害

秋田市には、河川又は河川堤防における水防上注意が必要な箇所として、重要水防箇所および重要水防区域が指定されている。この箇所は、大雨が降ると被害をもたらす危険性を有する地域であるため、大雨時には特に警戒が必要である。また、市では、国土交通省や県の各管理河川の浸水想定区域図（洪水氾濫予測）に基づくハザードマップを作成し、令和4年4月に「水害ハザードマップ」を作成した。今後も、県管理河川の浸水想定区域の修正に合わせ、逐次改定を行うとともに、ハザードマップ等を活用し、平常時から行政と地域市民等との連携を深めた避難対策を整備しておくことが必要である。

(2) 土砂災害

土砂災害には、主として「急傾斜地崩壊（がけ崩れ）」「地すべり」「土石流」の3つに分けられ、令和5年12月現在、本市において、土砂災害警戒区域1,009箇所、うち土砂災害特別警戒区域854箇所が指定されている。

集中豪雨や大雨等あるいは地震により、山間部付近を通っている道路に崖崩れが起こる可能性があり、さらに、その交通遮断が原因で孤立集落となることも予想されるため交通被害の防止に必要な措置をとる必要がある。

(3) 風害

風害は大きく分けて、台風や発達した低気圧による強風、突発的な竜巻のようなものに分けられる。

台風や強風による被害は、毎年農作物に多く、ハウス等の倒壊、果樹木、稲の倒伏等が発生するほか、屋根、トタンの剥離等の建物被害も発生しており、飛散物による人的被害にも十分注意し警戒する必要がある。

(4) 地震災害

秋田県地震被害想定調査で検討された27モデルの想定地震の中で、秋田市における最大震度が7を示し、大きな影響を与える地震として次の3地震が想定されている。

秋田市における震度が最大となる地震の被害想定結果概要

| 項目 | | | 天長地震 | 北由利断層 | 天長地震 北由利断層 連動 |
|----------------|---------------|-----|---------|---------|---------------------|
| マグニチュード | | | 7.2 | 7.3 | 7.8 |
| 最大震度（秋田市） | | | 7 | 7 | 7 |
| 建物被害 | 全壊棟数 | 冬 | 16,679 | 15,535 | 25,874 |
| | 半壊棟数 | | 29,592 | 30,499 | 36,274 |
| | 炎上出火件数 | 冬夕方 | 45 | 46 | 81 |
| | 焼失棟数 | | 2,936 | 3,240 | 3,847 |
| 地震動による 人的被害 | 死者数（人） | 冬深夜 | 893 | 812 | 1,502 |
| | 負傷者数（人） | | 5,813 | 5,759 | 8,120 |
| | うち重症者数 （人） | | 1,004 | 915 | 1,717 |
| 避難者数 | 1日後（人） | 冬夕方 | 92,546 | 94,328 | 116,731 |
| | 4日後（人） | | 100,519 | 102,289 | 124,697 |
| | 1ヶ月後（人） | | 66,188 | 68,012 | 90,399 |

注：建物被害、地震動による人的被害、避難者数は、最大の数値

(5) 津波災害

秋田県では、秋田県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される断層モデルとして、「秋田県地震被害想定調査」の断層モデルおよび「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した断層モデルから、各地域海岸において最大の津波高となる断層モデル・ケースを選定し、シミュレーションを実施した。秋田港、新屋・下浜においては、県独自断層海域A+B+C連動が想定津波（最大クラス）をもたらす。

秋田市における最大クラスの津波の概要

| | 地点名 | 最大津波高 | 影響開始時間 | 最大波到達時間 |
|-----|-----|-------|----------|---------|
| 秋田市 | 新屋町 | 13.5m | 11分(23分) | 36分 |

注：地点は、日本海中部地震において主な被害のあった場所や背後地等の地理的要因を踏まえて、「秋田県地震被害想定調査」時に定めた代表地点

注：影響開始時間の()の値は、+20cmの変動が生じる時間を示している。

津波による被害想定結果

| 項目 | | | 海域A+B+C連動 | |
|-----------|-----------|-----|-------------|-------|
| | | | うち津波による被害想定 | |
| マグニチュード | | | 8.7 | — |
| 最大震度(秋田市) | | | 6強 | — |
| 人的被害 | 死者数(人) | 冬2時 | 2,343 | 2,154 |
| | 負傷者数(人) | 冬2時 | 3,205 | 364 |
| | うち重傷者数(人) | 冬2時 | 333 | 124 |

注：人的被害は、早期避難者比率が高い場合+呼びかけ(5分後の避難者70%、15分後の避難者30%)の夏14時(海水浴客有り・無し)、冬2時のうち、最大の数値

第2章 災害予防計画

「災害予防計画」では、災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるために必要な事前の措置について定める。

1 防災体制の整備（第1節）

- 市は、職員に対し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう日頃より訓練等を通じて、災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づく災害応急対策に関する活動要領（緊急時対応マニュアル）等を整備し、さらに各課所室は応急対策マニュアルを策定するように努める。
- 防災関係機関は、平常時からそれぞれの業務に対応した災害予防体制を整備し、災害時には、自ら防災業務や防災活動を実施するとともに市の防災活動に協力する。
- 市の地区居住者等が共同して、自発的に「地区防災計画」を作成し、秋田市地域防災計画に当該地区防災計画を定めるよう提案を行った場合、秋田市防災会議において必要と認めるときは、「本計画」に当該「地区防災計画」を定める。市は、地区居住者等による地域の特性を踏まえた地区防災計画の作成にあたり、共助と公助の連携の観点から、必要に応じ、助言等の支援を行う。
- 市は、関係機関と連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。

2 通信・情報連絡体制の整備（第2節）

- 市は、緊急速報メール、防災ラジオ、市ホームページ、SNSのほか、防災ネットあきたのメールや視覚障がい者および土砂災害区域の住民向けの自動電話サービス、聴覚障がい者向けの自動FAXサービス等多様な伝達手段を活用するとともに、新たな伝達手段の構築に努める。

3 自主防災組織の充実（第3節）

- 市は、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、性別、年齢等にかかわらず、多様なより多くの市民が自主的に考えることができるよう参加型の学習会や防災訓練等を実施し、自主防災組織の結成促進に努める。
- 自主防災組織は、市や防災関係機関と協力し、それぞれの地域特性に応じた住民避難計画の作成や防災訓練の実施を行うなど、地域力を最大限に活かした活動を推進する。
- 地域住民および事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。

○市は、自主防災組織と地元の消防団、事業所の自衛消防組織が、平常時から相互の協力体制を確保できるよう支援に努める。

4 企業防災の促進（第4節）

○市は、事業継続計画（BCP）策定に関するセミナーの開催、計画の策定に必要な被害想定やハザードマップ等の基礎データの提供等により、企業の防災力の向上を支援する。

5 防災知識の普及および防災教育の推進（第5節）

○市は、市民が防災に関して正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、平常時から地震体験車などを活用した市民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努める。

○市民は、市および防災関係機関が開催する防災講演会や研修会、自主防災組織の活動などに積極的に参加するものとする。

6 防災訓練（第6節）

○各種災害が発生したことを想定し、市および防災関係機関、地域住民等が実効のある各種訓練を実施することにより、災害の予防と災害応急対策等の防災活動が迅速かつ的確に実施できるようにするとともに、市民の防災意識の高揚等を図る。

○市の各種防災訓練は以下のとおり。

秋田市防災訓練計画

| 区分 | 実施主体 | 実施時期 | 実施場所 | 実施方法 |
|----------|---------|---------------------|--------|--|
| 総合防災訓練 | 秋田市 | 防災週間 | 適宜 | 関係機関、地域住民が一体となって予想される災害に即応できるよう総合的に訓練する。 |
| 津波防災訓練 | 秋田市 | 津波防災の日 | 沿岸部 | 沿岸部の市民や防災関係機関による津波避難訓練を行う。津波サイレン吹鳴検証等も併せて実施する。 |
| 水防訓練 | 秋田市 | 入梅前 | 雄物川河川敷 | 必要に応じ国および県と合同で実施する。 |
| 土砂災害避難訓練 | 秋田市 | 適宜 | 適宜 | 土砂災害の警戒区域等の市民の避難訓練を行う。 |
| 火災避難訓練 | 各施設の管理者 | 火災予防運動県民防災週間期間（春、秋） | 各施設 | 被災のおそれのある地域から、または学校、病院、育児施設、福祉施設、集会所等の建物からの避難訓練、必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。 |

| 区分 | 実施主体 | 実施時期 | 実施場所 | 実施方法 |
|-----------------|------|------|------|---|
| 炊出し、 給水訓練 | 秋田市 | 防災週間 | 適宜 | 関係機関の協力を得て炊出し、給水について訓練、必要に応じ消防、水防訓練等と並行して実施する。 |
| 医療救護・ 応急手当訓練 | 秋田市 | 適宜 | 適宜 | 医療機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練又は町内会等、事業所等による応急手当等を訓練、必要により他の訓練と並行して実施する。 |

- 各防災関係機関は、各種訓練を独自に実施するとともに、必要に応じて、市と共同して訓練を実施する。あるいは市の訓練に参加・協力を行う。
- 自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟および関連防災機関との連携を図るため、市および消防の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

7 学校等教育施設の防災対策・防災教育（第7節）

- 学校等の設置者は、建築基準法に基づき、校舎、体育館等について、必要に応じて点検や診断を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。
- 小・中学校においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、また、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

8 水害対策（第10節）

- 市は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害ハザードマップ等により水害リスクや、災害時にとるべき行動についてわかりやすい普及啓発に努める。
- 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、指定河川洪水予報、水位情報、洪水警報、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。
- 特定都市河川および特定都市河川流域は、雨水浸透阻害などのソフト対策も一体となった総合的な浸水被害対策を推進する河川とその流域であり、必要に応じて国土交通大臣又は知事が指定する。市は、雨水浸透阻害行為の許可事務等を行うほか、特定都市河川の河川管理者や市などが共同で策定する流域水害対策計画に基づき、浸水被害対策を推進する。

9 地震対策（第14節）

- 防災上重要な建築物の各管理者は、災害直後の初動時においても、できるだけ平常に近い状態で施設を使えるよう、日頃の保守管理を徹底し、設備等施設全体について被害を予防する対策を講じる。
- 各管理者は、施設の耐震診断・点検等の実施に努め、必要な耐震補強・改修などを行うよう努める。
- 市は、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくために、所有者等の理解を求め、耐震化についての知識の普及・啓発を行う。
- リフォーム工事や増改築時は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修を実施することのメリットについて情報提供を行い、リフォームに併せた耐震改修の誘導を行う。
- 市内の空き家等について、老朽化した危険空き家等を把握するとともに、所有者を特定し必要な措置をとるよう指導を行う。
- 市はブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀等の倒壊危険箇所の把握に努める。

10 安全避難の環境整備（第16節）

- 市は、発生した災害の規模、又は発生が予想される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難又は避難誘導を確保するため、避難情報を発令し、関係機関および市民に周知する。
- 市は、災害種別ごとに高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の発令基準などを設定する。また、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを避難情報に併せて提供することで、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう取り組む。
- 市は、地域の特性や過去の教訓、想定される災害などを踏まえ、災害別の指定緊急避難場所および指定避難所をあらかじめ指定し、その整備を行うとともに、周知を図る。
- 指定緊急避難場所は、災害の種類ごとに指定することから、災害によっては最寄りの指定緊急避難場所が異なることをあらかじめ地域住民に周知をするとともに、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合についても、同様に周知する。
- 市は、火災や家屋の倒壊等により居住場所を確保できなくなった者の収容保護を目的として、地震被害想定結果を参考に安全な場所を考慮し、指定避難所を指定している。
- 市は、各福祉関係施設と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、高齢者や障がい者等、避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。
- 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
- 住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

11 帰宅困難者対策（第 17 節）

- 市は、主要駅や空港、大型商業施設等の周辺において、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所の確保に努める。
- 市は、帰宅困難者に対し、交通事業者と連携して、公共交通機関運行状況等の情報提供に努める。

12 要配慮者等の安全確保（第 19 節）

- 市は、要配慮者について、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿に当たる避難支援対象者名簿や秋田市災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストを作成し、自主防災組織や町内会等の単位ごとに把握しておく。把握した内容については、プライバシーに十分配慮する。
- 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域および津波災害警戒区域に位置し、本市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法および津波防災地域づくり法に基づき避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を行うとともに、市に報告する。

13 ボランティア活動の推進（第 23 節）

- 市は必要に応じて秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他ボランティア関係団体を構成員とする連絡会議を開催し、平常時から相互理解を深め、災害時においてボランティア活動がより円滑に展開できる連携協力体制づくりに努める。
- 災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備に努める。

14 罹災証明書の交付体制の整備（第 42 節）

- 市は、大規模災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時から、住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携など、必要な業務の実施体制の確保を図る。

第3章 災害応急対策計画

「災害応急対策計画」では、災害が今まさに起ころうとしている場合の避難行動や、災害の発生直後の人命救助活動、被害情報の収集等、人命を最優先とした人や物の応急的な対策等について定める。

1 災害対策本部等の災害応急対策（第1節）

- 大規模な災害時の応急対策は、各関係機関の様々な活動を有機的に組織化することが重要であることから、各部局および各関係機関等においては積極的に応急対策活動を行うほか、災害対策本部に被害情報や活動の情報を集約し、さらに必要となる応急対策等を迅速に決定し、関係機関等との情報共有を図る。

2 地方自治体および民間団体等の相互協力体制（第2節）

- 市は、速やかな応急・復旧対策のため、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者や建設業団体等との間で協定を締結するよう努める。
- 市は、災害時において他の自治体や防災関係機関から円滑に応援を受けることができるよう、あらかじめ、受援計画を策定する。
- 受援計画においては、庁内全体および業務担当ごとの連絡調整窓口、連絡の方法、役割分担、要請の手順、受援対象業務、応援要員等の執務スペースについて定めるとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるよう努める。

3 災害時の広報・広聴活動（第8節）

- 広報に当たっては、災害の規模、状態、時間経過に応じて災害状況に応じた的確な行動を促すため、市民に必要な情報を提供する。
- 災害対策本部は、被害状況や救護対策の情報を取りまとめ、定期的な情報提供と、緊急時の不定期な情報提供を行う。

4 家族の安全確保（第15節）

- 市民は、災害発生前後においては情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を冷静に判断するため、避難に当たっては携帯ラジオ・スマートフォンなどを含めた情報入手手段の準備をする。
- 市は、災害に関する情報に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない市民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

○地域住民、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

5 市民等の避難（第16節）

- 市は、市民の一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市民等の主体的な避難行動を支援できるよう避難情報（高齢者等避難、避難指示）の発令を的確に実施する。
- 既に災害が発生し、避難のための立退きを行うことが、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれのある場合、緊急に安全を確保するための措置として、緊急安全確保の発令も併せて実施する。

避難情報により市民等に求められる避難行動

| 行動を居住者等に促す情報 | 発令される状況と居住者等がとるべき行動 |
|------------------|---|
| 警戒レベル3 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者および障がいのある人等、およびその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| 警戒レベル4 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
| 警戒レベル5 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

- 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示の発令を待たずに、自発的かつ速やかに浸水想定区域の外に避難する。
- 津波の到達までに浸水想定区域の外への避難が間に合わないときは、付近の津波避難ビル等に避難する。
- 避難は原則として徒歩による。

- 市民は、避難行動時に必要となる物品について、必要最小限にまとめ、避難の際に持ち出し携行する「非常持出品」を準備する。また、外出時に災害が起きた場合に備え、「常時携行品」の携行にも心がける。

<非常持出品の例>

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①飲料水（1.5～2リットル程度） | ⑦着替え（必要に応じて防寒具） |
| ②非常食（3食程度） | ⑧タオル類 |
| ③懐中電灯 | ⑨雨具 |
| ④携帯ラジオ | ⑩モバイルバッテリー |
| ⑤貴重品（通帳、保険証の写し、現金） | ⑪携帯トイレ |
| ⑥持病の薬 | ⑫マスク、除菌シート等 |

<常時携行品の例>

- | | |
|------------|------------|
| ①マスク | ⑤持病の薬 |
| ②モバイルバッテリー | ⑥あめ・チョコレート |
| ③小型ライト | ⑦ビニール袋 |
| ④ふえ・ホイッスル | ⑧絆創膏等 |

6 避難場所・避難所の開設・運営（第17節）

- 使用できる指定緊急避難場所は災害種別（洪水、土砂災害、地震、津波）ごとに指定する。
- 各市民サービスセンターやコミュニティセンター、小中学校の多くは指定避難所の指定とともに指定緊急避難場所に指定しており、災害から命を守るための施設としていち早く開設する必要がある。施設の解錠については、市又は施設の管理者が迅速に行えるよう連絡体制を整備するとともに、地域住民との連携により施設のいち早い解錠について留意する。
- 避難所には担当職員を適切に配置し、人員の把握、保健衛生、清掃、物資の需給配分等、所内の維持に当たる。
- 避難所における情報伝達、食糧、飲料水等の給付、清掃等の運営業務は、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症への対策を十分に考慮する。
- 避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、管理運営責任者、施設管理者およびボランティア代表による協議の場を設け、調整を行う。

7 避難所外避難者への支援（第 19 節）

- 市は、避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、必要な支援を行うため、在宅避難者のための支援拠点の設置や車中泊避難のためのスペースの確保に努める。また、各拠点においては、物資等の提供のほか、支援情報等の提供に努める。

8 ボランティアの受入れ（第 26 節）

- 大規模な災害が市内に発生した場合、応急対策や被災者の生活支援を迅速かつ的確に実施するには、市および防災関係機関だけでは、十分に対応できないことも予想される。このため、市は、災害ボランティアセンターの設置等によりボランティアの協力を最大限得られるよう努める。
- 秋田市社会福祉協議会は、市と速やかに協議し、関係各機関と連携を図り、災害ボランティアセンターを開設する。市は、その事務局の設置場所を近隣の公的施設内に提供するとともに、連絡員を派遣する。
- 災害ボランティアセンターの運営に係る人員体制については、平時より秋田市社会福祉協議会や関連団体と人員派遣について協議し、人員確保に努める。

9 生活必需品の確保（第 29 節）

- 市は、被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与を行う。ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保および市当局までの輸送は県が行い、被災者に対する支給は市が行う。
- 災害救助法が適用されない場合においても、市による早期支給ができるよう必要な準備を行う。
- 市は、被害状況や避難状況等を確認しつつ、各避難所において生活必需品の給付に関する周知用のチラシおよび申請書類を配布するとともに、避難所における被災者のニーズ調査などにより、生活必需品が不足している世帯等の状況を取りまとめ、生活必需品の品目、数量等を算定するとともに、市の備蓄品、支援物資、流通備蓄物資等を確保し、物資を支給する。
- 被災世帯に速やかに周知するため、避難所、市ホームページ、SNSのほか、必要に応じて報道機関を通じた周知を行う。

10 廃棄物の処理（第 31 節）

- 被災地および避難所の生活ごみは、委託業者・許可業者・車両借上業者により収集し、原則として、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ、水銀含有ごみの 4 区分で収集する。ただし、家庭ごみの収集を優先するため、状況に応じて、腐敗性等が少なく一時的に休止しても生活環境の保全上影響が少ない資源化物等の収集を休止・変更する。災害ごみは、被災者による仮置場による自己搬入を原則とする。やむを得ない事情により搬

入が困難な世帯を対象に、戸別収集を実施する。

- 大量に発生した災害廃棄物により生活環境の保全に支障をきたすおそれがある場合は、中間処理に備え、仮置場を設置する必要があることから、発災後直ちに仮置場を指定できるよう、あらかじめ選定を行う。

第4章 災害復旧・復興計画

「災害復旧・復興計画」では、市民生活や経済の安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧、市の復興のための措置について定める。

1 市民生活安定のための緊急措置（第1節）

- 市および関係各機関は相互に協力し、職業のあっせん、租税の徴収猶予および減免、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等の対策を講じて、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るほか、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係機関と連携して、きめ細かな支援（災害ケースマネジメント）を継続的に実施する。
- 農林漁業者、中小企業者に対する支援措置や災害弔慰金、災害見舞金等の支給、義援金品の受入れ・配分措置についても適切な対応を図る。
- 被災者ごとに被災の状況が異なり求められる支援も様々になることから、必要な支援を迅速にきめ細かに届けられるよう状況を把握した上で復興支援を行う災害ケースマネジメントの手法に移行し継続的に実施する。
- 災害により被害を受けた市民に対し、秋田市災害見舞金給付要綱に基づき、市は災害見舞金の支給を行う。
- 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出する被災者生活再建支援法に基づき、災害が発生した場合は、その積極的な活用を図る。

2 罹災証明書等発行要領（第3節）

- 市は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋等の被害程度について、被災者からの申請に応じて、遅滞なく、住家の被害そのほか市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書又は被害証明書を交付する。

第5章 事故災害対策計画

「事故災害対策計画」では、大規模火災の発生や危険物等による事故、海上災害等の大規模事故発生時の措置について定める。

1 林野火災対策計画（第1節）

- 市長は、地上からの消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
- 火災が拡大し、県の消防防災ヘリコプターのみで対処できない場合には、協定等に基づき県を通じて他道県に対しヘリコプターの応援を要請する。
- 市長は、さらに火災区域が拡大し、県および他道県のヘリコプターによる空中消火活動では消火が困難であると認められる場合には、知事に対し自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請を依頼する。

2 流出油等の防除措置計画（第6節）

- 船舶および陸上施設等から海上又は河川等に油等が流出した場合に発生する災害は、広範囲にわたるため防除作業が困難であり、また沿岸汚染、火災等の二次災害の要因ともなる。
- 各防災関係機関および関係事業所は、必要とする防災資機材を整備するとともに、相互に協力して災害を防止する。

3 石油コンビナート事故対策計画（第9節）

- 特別防災区域に指定された秋田地区に係る災害の未然防止と発生した災害の拡大防止のため、市、県および防災関係機関等が連携して、災害予防および応急活動を推進する。
- 市は、特別防災区域内で災害が発生し住民等に被害が及ぶおそれのある場合に避難指示を発令する。
- 防災関係機関等は、災害時において負傷者など要救助者が発生した場合、緊密な連携のもとに、救出、救助、救急および搬送の活動を行うものとする。